

〔沿革〕 平成27年3月岩警第377号

各 部 長  
各 所 属 長

みだしの条例は、平成8年10月1日から施行されるが、当該条例の運用上の留意事項は次のとおりであるので、所属職員に周知徹底し誤りのないようにされたい。

記

1 行政手続条例の施行の意義

行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）は、行政手続法（平成5年法律第88号）が適用除外とした

- ・ 地方公共団体がする処分で、その根拠となる規定が条例又は規則（以下「条例等」という。）に置かれているもの
- ・ 地方公共団体がする行政指導
- ・ 地方公共団体の機関に対する届出で、その通知の根拠となる規定が条例等に置かれているもの

をその対象としており、行政手続法と同様の措置を講ずる必要がある。

特に、行政指導については、行政手続条例が施行されることにより、初めて適用になるものであることから、「行政指導の原則」等を周知徹底するほか、条例の適用除外にも十分留意して適切に対応しなければならない。

〔行政手続法と行政手続条例の適用〕

区 分	法律・命令に基づく				条例・規則に基づく				法律、条例等に基づかない行政指導
	申請処分	不利益処分	行政指導	届 出	申請処分	不利益処分	行政指導	届 出	
手続法	○	○	×	○	×	×	×	×	×
県条例	—	—	○	—	○	○	○	○	○

備考 1 「手続法」とは行政手続法、「県条例」とは行政手続条例を表す。

備考 2 「○」—適用、「×」適用外

2 行政手続条例の要旨

項 目	主 な 内 容	
申請 に対 する 処分	審査基準	申請により求められた許認可等をするかどうかの判断の具体的な基準を設定し、原則として公表する。
	標準処理期間	申請から処分までに要する標準的な期間を設定するように努め、公表する。
	審査開始義務	申請が到達したときは、直ちに審査を開始する。（申請事案の放置や処理の遅延を排除）
	理由の提示	申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、同時にその理由を提示する。
不利 益処 分	処分基準	不利益処分をするかどうか等の具体的な基準を設定し、公表するよう努める。
	聴聞手続	許認可等の取消しや資格又は地位をなく奪する処分について、口頭審理による聴聞手続を執る。当事者等は不利益処分に係る資料の閲覧ができる。
	弁明手続	その他の不利益処分について、弁明書の提出による弁明手続を執る。
行政 指導	理由の揭示	不利益処分をする場合、原則として同時にその理由を提示する。
	一般原則	所掌事務の範囲を超えず、相手方の任意の協力が前提であることに注意し、従わないことを理由とした不利益な取扱いは禁止される。
申請に関連する 行政指導	行政指導の相手方である申請者が行政指導に従わないことを表明した場合には、行政指導を継続することはできない。ただし、申請者の権利行使が公共の利益に反するようなものである場合には、行政指導	

		を継続できる。
	明確化の原則	行政指導を行う場合には、その趣旨・内容・責任者を明確にし、求めにより書面を交付する。
届出	効力発生の時期	形式に適合した届出の手續上の効力発生は、提出先の事務所への到達時点とする。

備考： 「行政指導」の項目の下線部分は、行政手続法では規定されていない条例独自の規定である。

### 3 行政手続条例と他の条例との関係

行政手続条例は、条例等に基づく行政庁（処分権限を有する者）の処分、行政指導等の行政手続に関する一般法であるから、他の条例等に特別の定めがある場合を除き、行政手続条例によらなければならない。

### 4 行政手続条例の適用除外について

行政手続条例においては、行政各分野において独自の手續体系が定められ、それによることが適当と認められるもの及び処分や行政指導の性質上、行政手続条例の手續を適用することになじまないと考えられるものを適用除外としているが、第3条各号に規定する具体的な処分及び行政指導は、次のとおりである。

#### (1) 第3条第1号関係

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第112条第1項の規定に基づく捜索状執行中の当該場所への出入りの許可、同法第198条第1項の規定に基づく被疑者への出頭要求、同法第198条第5項の規定に基づき調書に署名押印を求めることなど刑事訴訟法に基づくもののほか、少年法（昭和23年法律第168号）、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）等刑事事件に関する法令（法律、法律に基づく命令、条例等をいう。以下同じ。）に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導

#### (2) 第3条第3号関係

警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）第21条の規定に基づき、警察学校長が警察学校の学生に対して教養の目的を達成するために行う退校、謹慎、訓戒等の処分及び行政指導

#### (3) 第3条第4号関係

留置施設における自弁購入の許可、被疑者が現金、有価証券その他貴重品を所持している場合の預かり等収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

#### (4) 第3条第5号関係

公務員又は公務員であった者に対して、その職務又は身分に関してされる昇任、配置換え、辞職の承認等任用の処分、公務の能率的な運営を確保するための分限処分、行政部内の規律を維持するための懲戒処分等の処分及び行政指導

#### (5) 第3条第8号関係

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条の規定に基づく職務質問及び所持品検査、道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の8の規定に基づく自転車の通行方法の指示、同法第72条第3項の規定に基づく交通事故現場における指示等公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員によってされる処分及び行政指導

なお、行政手続法の施行の際に、現場における行政指導について警察庁から指導がある所属にあっては、これらを再確認しておくこと。

#### (6) 第3条第9号関係

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第37条第1項の規定に基づく風俗営業者等からの報告徴収及び資料の提出、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の6第1項の規定に基づく銃砲保管者からの報告徴収、各種警察活動における情報収集活動等報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

#### (7) 第3条第10号関係

行政手続条例第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において法令に基づいてされる処分及び行政指導

### 5 審査基準、標準処理期間及び処分基準

#### (1) 審査基準（第5条）

審査基準を定め公表することとされているが、判断基準が「法令の定め」に尽くされている等の理由により、「審査基準」を定めないものがあることから、定めない理由についての問い合わせに対応できなければならない。

## (2) 標準処理期間（第6条）

標準処理期間は、あくまで処分を行うまでに要する「期間の目安」であって、その期間を超えた場合であっても、法的な効果は生じないが、申請を放置したまま、相当の期間を経過した場合には違法と判断されることにもなる。

## (3) 申請に対する審査、応答（第7条）

申請が到達した場合は、申請の審査を開始しなければならないとされ、かつ、当該申請が条例等に定められた形式上の要件に適合しないものは、速やかに、申請した者に対し相当期間を定めてその補正を求め、又は許認可等を拒否しなければならないのであって、単に申請を不受理することがあってはならない。

## (4) 理由の提示（第8条）

申請を拒否する処分（不許可、不合格、登録の拒否等）する場合は、同時に理由を示す必要があり、処分理由を後日に連絡するというようなことはできない。また、拒否する処分を書面でするときは、書面で示す必要があるが、必ずしも不許可等の通知書と同一の書面であることを要しない。

## (5) 処分の基準（第12条）

「処分基準」の定め及び公表は「努力規定」であるが、これは、事案ごとに判断せざるを得ないなど画一的に定めることが困難なものがあるほか、処分基準を公表することによって、脱法的な行為が助長される等の問題があるからである。このように、「処分基準」を定めないものがあることに留意し、定めない理由の問い合わせに対し回答できるようにしておかなければならない。

## 6 不利益処分をしようとする場合の手続（第13条）

不利益処分をする場合は、原則として「聴聞」か「弁明の機会の付与」の手続きをとることとなる。現在、公安委員会が所管する条例又は規則に基づく処分については、「弁明の機会の付与」のみであるが、緊急に不利益処分をする必要がある場合は、これらの手続を執る必要がないものもあることに留意すること。

なお、警察本部が所管する条例等における行政手続条例の適用関係については、別添資料のとおりであるから、手続の履践に当たって参考とされたい。

また、聴聞及び弁明の機会の付与に関する具体的手続については、「岩手県警察聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」を制定し、平成8年10月1日から施行することとしているので、これにより行うこととなる。

## 7 行政指導

### (1) 警察活動上の行政指導

行政指導とは、県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める行為であって処分に該当しないものをいう。

警察職員が行う行政指導には、公安委員会の許可の申請を行おうとする者に対するの事前指導、法令に規定されている義務を履復していない者に対して自主的な改善を促す行為等がある。

### (2) 一般原則等

ア 行政指導に携わる者は、所掌事務の範囲を逸脱してはならず、行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意すること。

また、相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。（第30条関係）

イ 行政指導によって申請を取り下げ、又は内容を変更した場合については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく抗告訴訟等によって救済を受けることができないので、申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導に携わる者は、申請者の権利を妨げることのないよう留意すること。（第31条関係）

ウ 申請が行政庁の事務所に到達した後であっても、申請者が任意に行政指導に従っている限り、当該行政指導を継続してい

る間、標準処理期間を超えて処分を保留することとなっても差し支えないが、申請者が当該行政指導に従わない旨を表明した場合には、公益に著しい障害を生ずるおそれがある特別の事情が存する場合を除いては、当該行政指導を継続し、処分を保留してはならない。（第31条第2項関係）

エ 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分を有する県の機関が、その権限を行使することができない場合（処分基準に達しない、処分要件として定められていない、そもそも許認可等に基づく監督関係にない等）又は行使する意思がない場合（当該権限を行使するほどのものでない、できれば行使したくない等）において行う行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、その権限を行使することを示すことにより相手方にその行政指導に従うことを余儀なくさせることをしてはならないので、その相手方の判断の任意性を損なわないようにしなければならない。（第32条関係）

### (3) 行政指導の方式（第33条関係）

#### ア 明確性の原則

(7) 行政指導に携わる者は、相手方に対し、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならず、当該行政指導が口頭又は書面によって行われるものかを問わない。

(4) 行政指導の趣旨及び内容とは、相手方に対して求めている作為又は不作為の必要性及び具体的な内容をいう。

(7) 責任者とは、当該行政指導を行うこと、その実施方法等を実質的に判断し決定した者をいい、一般的には、行政指導に携わる者の所属する所属長がこれに当たる。

(エ) 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限（以下これらを「許認可等権限」という。）を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限の根拠及び要件並びに当該権限を行使し得る理由を示さなければならない。

#### イ 書面の交付

(7) 行政指導に携わる者は、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政上の特別の支障がない限り、行政指導内容等交付書（様式第1号）を交付しなければならない。

(4) 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、許認可等権限を行使し得る旨を口頭で示した場合において、相手方から、当該権限の根拠及び要件並びに当該権限を行使し得る理由を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、行政指導理由等交付書（様式第2号）を交付しなければならない。

(7) 行政上特別の支障がある場合とは、口頭で明らかにすることはできても、書面を交付することによって、その内容が一般に明らかになり、行政目的の実現が妨げられるおそれを生ずるなどの場合に限られる。

(エ) 書面の交付は、できる限りその場において行うことが望ましいが、事務処理の都合上事後になっても構わない。

(4) 事後に書面の交付を求められた場合、行政指導が行われた後時間の経過等により当該行政指導によって一定の行為を求めた趣旨が既に消滅しているようなものについては、書面交付義務の対象とならない。

(4) 相手方に対し、その場において完了する行為を求めるもの又は既に文書により相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものについては書面を交付する必要はない。

### (4) 行政指導の中止等の求め（第35条関係）

#### ア 趣旨

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。以下「申出対象指導」という。）の相手方からの申出を端緒として、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合（以下「法律等に適合」という。）しないと認めるときには、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずるものである。

#### イ 申出

行政指導の中止等の求めに係る申出の留意事項は、次のとおりである。

(7) 申出は、申出対象指導の相手方が申出書を提出してしなければならないこと。

(4) 申出書の書式については、法令上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることができること。

- (ウ) 申出書の記載が具体性を欠いている場合又は申出書に軽微な記載上の誤りがある場合であっても、申出の対象となる行政指導が特定され、必要な調査に特段の支障が生じないときは、適法な申出書として取り扱うこと。
- (エ) 申出書の記載が具体性を欠いており、申出の対象となる行政指導が特定されない場合には、申出人に当該行政指導の内容を確認するなどの対応をすること。

#### ウ 必要な調査等

- (ア) 必要な調査とは、法律等に適合するか否か、適合しないと認めるときには、その内容、程度等を確認し、適切な是正手段を判断するために必要な調査をいう。
- (イ) 当該行政指導の中止その他必要な措置とは、申出対象指導の中止又は変更の措置、申出対象指導の事実を公表することにより、相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、申出対象指導が法律等に適合していなかった旨を公表する措置等をいう。
- (ウ) 必要な調査、措置等については、手続の公正性の観点から、申出対象指導に実質的に関与した職員及び利害関係を有する職員以外の職員が行うものとする。

### 8 処分等の求め（第36条関係）

#### (1) 趣旨

処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する県の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導（以下「処分等」という。）を行うものである。

#### (2) 申出

処分等の求めに係る申出の留意事項は、次のとおりである。

- ア 申出は、法令に違反する事実を知る者が申出書を提出してしなければならないこと。
- イ 申出書の書式については、法令上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることができること。
- ウ 申出人が1通の申出書において、同一の事実に係る複数の処分等を併記して、それらのいずれかをすることを求める旨記載することもできること。
- エ 申出書には、法令に違反する事実の内容及び処分等がされるべきであると思料する理由について、合理的な根拠をもって客観的にその旨を考えられる理由が具体的に記載されている必要があること。
- オ 申出書に軽微な記載上の誤りがある場合であっても、必要な調査に特段の支障が生じないときは、適法な申出書として取り扱うこと。

#### (3) 必要な調査等

- ア 申出を受けた場合は、必要な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要があると認めるときは、求められた処分等を行わなければならない。ただし、申出書の記載に具体性がなく、確認が困難な場合、既に詳細な調査を行っており事実関係が明らかでない場合等にあつては、調査を行わないものとする。
- イ 必要があると認めるときとは、法令に違反する事実があり、その是正のために処分等をする必要がある場合をいう。この場合において、求められた処分等が、その本来の目的又は根拠となる法令の規定の趣旨等に合致しない場合、求められた処分等により、法令に違反する事実が是正されることに伴う利益に比べて、その相手方の受ける不利益が著しく大きい場合等は、必要があると認めるときには該当しない。

### 9 個人情報の取扱い

処分等の求めに係る申出人の氏名等の個人情報が、当該申出人が求める処分等の相手方に特定された場合には、当該申出人が不利益を被るおそれがあることから、申出人の個人情報の管理を徹底すること。

#### 様式第1号（7関係）

第	号
年	月
	日

様		所属長	印
行政指導内容等交付書			
行政手続条例第33条第3項の規定により、行政指導の内容等を記載した書面を交付します。			
行政指導を実施した日			
責任者			
趣旨			
内容			
担当者	所属名	職名	氏名

様式第2号（7関係）

様		第	号
		年	月 日
		所属長	印
行政指導理由等交付書			
記			
1	行政指導を実施した日		
2	許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る根拠となる法令の条項（行政手続条例第33条第2項第1号）		
3	許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る根拠となる法令の条項に規定する要件（行政手続条例第33条第2項第2号）		
4	許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る根拠となる法令の条項に規定する要件に適合する理由（行政手続条例第33条第2項第3号）		
5	その他		